

奥多摩町狩猟免許等取得補助金 ～狩猟免許の取得から補助金交付までの流れ～

- ・交付対象者（補助金交付要綱から抜粋）
 - (1) 東京都猟友会奥多摩支部に加入し、新たに捕獲隊員になった者
 - (2) 捕獲隊員となり、年間10回以上有害鳥獣捕獲作業に参加できる者
 - (3) 補助を受けた日から5年間は、捕獲隊員として活動することができる者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか特に町長が認めた者

補助金交付までの流れ①②参照

①狩猟免許の取得から捕獲隊員になるまで

補助金の交付対象者において、東京都猟友会奥多摩支部に加入していることが条件になっているため、まずは狩猟免許等を取得し一般猟への参加を目指していただきます。また、狩猟免許取得から、有害鳥獣捕獲隊員になるまでの流れは以下の通りです。

(1) 狩猟免許の取得

東京都環境局が開催する狩猟免許試験を受験し、第一種銃猟免許を取得してください。

(2) 銃の所持許可の取得・銃器の購入

猟銃を所持する為には、「銃刀法」に基づき都道府県公安委員会より所持許可を受ける必要があります。

(3) 猟友会との面談

狩猟を行うための準備が整った後、東京都猟友会奥多摩支部の方と面談を行います。

(4) 東京都猟友会奥多摩支部に加入

※東京都猟友会奥多摩支部に加入できない場合は、補助対象外となります。

(5) 一般猟に参加

東京都の狩猟期間は、11月15日から翌年2月15日（奥多摩町は2月末）までとなっております。狩猟期間に東京都猟友会奥多摩支部と狩猟を経験し、捕獲隊員を目指していただきます。

(6) 捕獲隊員として活動

捕獲隊員としての活動が可能となりましたら、補助金の交付に向けた手続きを開始します。

※捕獲隊員とは、東京都から有害鳥獣捕獲の許可を得ている者を指します。許可の申請は、東京都猟友会奥多摩支部の了解を得た上で、町から都に申請を行います。





②補助金の申請

東京都から有害鳥獣捕獲の許可が出たのち、補助金の申請手続きを開始します。
町へ必要書類を提出していただき、書類を検査します。
提出書類については下記の「[提出書類の流れ](#)」をご覧ください。

提出書類の流れ

①補助金交付申請書兼請求書の提出（申請者）

◎添付書類

- ・第一種銃猟狩猟免状の写し
- ・猟銃所持許可証の写し（許可年月日・許可番号のわかるもの）
- ・狩猟免許の申請及び猟銃所持許可証の申請等にかかった費用の領収書等。
- ・その他必要経費と認められるものの領収書等。

②審査（町）

交付申請から決定まで概ね2週間

③補助金交付決定通知書の交付（町）

交付決定通知書の通知から口座入金まで概ね1か月

④補助金交付（町）